

電気事業法第2条の13の規定にもとづき、電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の締結にあたっての重要な事項を以下のとおり記載いたしますので、内容に同意のうえお申込みいただきますようお願いいたします\*。

本書に記載のない事項については、当社が別に定める「基本約款」、「水の子カラ～いわて e でんき～ 個別約款」、「いわて応援特典 個別約款」、「水の子カラ～いわて e でんき～ 重要事項説明書」によります。なお、各種約款等は、当社ホームページ（<https://www.tohoku-frontier.co.jp/procedure/clause/>）でご確認いただけます。

\*当社は、電気事業法第2条の13および14の規定にもとづく供給条件説明および需給契約締結前後の書面交付について、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお知らせいたします。

## いわて応援特典

### 特徴

岩手県外から岩手県内へ移住された方がいらっしゃる世帯や企業等に対し、「水の子カラ～いわて e でんき～」の料金を割引するオプションプランです。

#### 適用条件

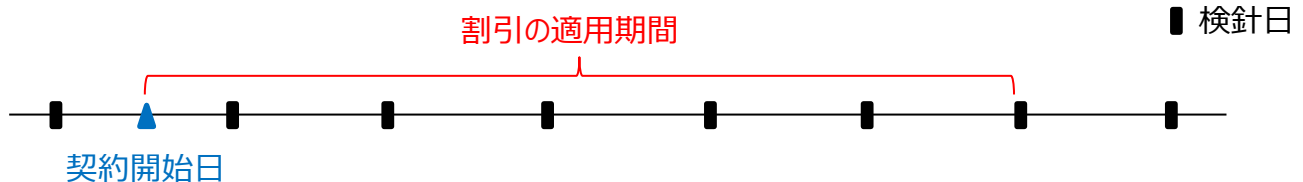
- ☑ 個別約款の水の子カラ～いわて e でんき～（以下「水の子カラ～いわて e でんき～」といいます。）の適用を受けるお客さまであること。
- ☑ [個人のお客さま]過去2年以内に岩手県外から岩手県内に転入されたお客さまであること、または需要場所において過去2年以内に岩手県外から岩手県内に転入された家族と同居しているお客さまであること。
- ☑ [法人のお客さま]事業主が過去2年以内に岩手県外から岩手県内に転入し、岩手県内で開業した法人その他の団体および個人事業主であること。

※お申込時に、住民票等により事実確認を求められる場合がございます。なお、条件を満たさないことが判明した場合、この個別約款の適用を解除いたします。

#### 料金の適用期間

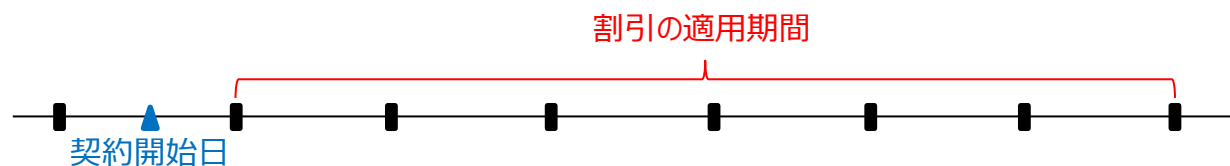
##### ● 水の子カラ～いわて e でんき～とあわせて申込みされる場合

この個別約款による契約を開始した日から、この個別約款による契約を開始した日の直後の検針日を起算として5か月後の検針日の前日までといたします。

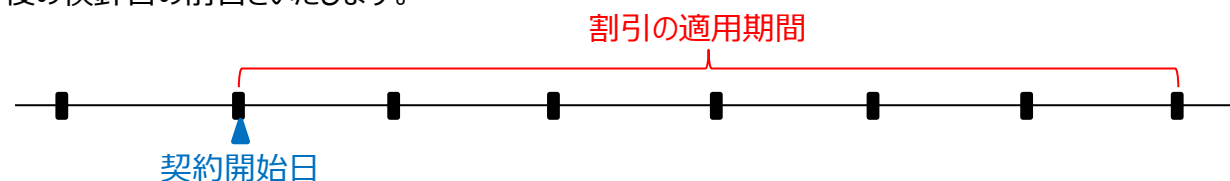


##### ● 水の子カラ～いわて e でんき～をすでに契約されている場合

この個別約款による契約を開始した日から、この個別約款による契約を開始した日の直後の検針日を起算として6か月後の検針日の前日までといたします。



ただし、契約の開始が検針日と同日の場合は、この個別約款による契約を開始した日を起算として6か月後の検針日の前日といたします。



#### 料金

各月の料金は、水の子カラ～いわて e でんき～の料金から割引額を差し引いたものといたします。

料金

=

水の子カラ～いわて e でんき～の料金

-

割引額

割引額は、水の子カラ～いわて e でんき～によって算定された各月の基本料金といたします。